



# 宮 崎 県 公 報

平成23年12月12日 (月曜日) 第 2345 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 ( “ ) 1	
○民有林の保安林の指定 (5件) …………… (自然環境課) 1	
○道路の区域の変更 (3件) …………… (道路保全課) 2	
○道路の供用の開始 (3件) …………… ( “ ) 3	

### 公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出 (3件) … (商業支援課) 3	
○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見…………… ( “ ) 5	
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見 (5件) …………… ( “ ) 5	
○家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植講習会の開催…………… (畜産課) 6	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 7	

## 告 示

### 宮崎県告示第 994号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
早水公園クリニック	宮崎県都城市早水町45-03-16	平成23年11月1日
鶴木循環器内科医院	宮崎県都城市花繰町11街区10号	平成23年11月1日
南山堂薬局 都城店	宮崎県都城市早水町45-03-143	平成23年11月1日
医療法人 社団 高見整形外科クリニック	宮崎県延岡市大貫町2丁目 969番地 1	平成23年 9 月 1 日
明倫堂薬局	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋4780-1	平成23年11月1日

### 宮崎県告示第 995号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
鶴木循環器内科医院	宮崎県都城市花繰町11街区10号	平成23年10月31日
高見整形外科クリニック	宮崎県延岡市大貫町2丁目 969番地 1	平成23年 9 月 1 日

### 宮崎県告示第 996号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成23年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字宮浦字串平3232-ロー1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字串平3232-ロー1 (次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 997号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成23年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字酒谷字割籠谷甲4565-3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字割籠谷甲4565-3 (次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 998号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成23年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字酒谷字権現津留川向甲 2137-1、甲2138、甲2140
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字権現津留川向甲2137-1・甲2138・甲2140（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 999号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成23年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町大藤字引猿影甲3571-1、甲3572-1、甲3575-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字引猿影甲3571-1・甲3575-1（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第1000号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成23年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字本城字樋口 620-3（次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第1001号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年12月12日から平成23年12月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 19号	児湯郡西米良村大字横野字石櫃 1	旧	9.8 ~ 56.5	2516.7
			49番 1 地先から同郡同村同大字字内之畑 105番 4 地先まで	新	9.8 ~ 56.5	2516.7
					7.0 ~ 68.6	1109.5

宮崎県告示第1002号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年12月12日から平成23年12月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
339	県道	塩鶴木 崎線	宮崎市大字 鏡洲字星叶 523番1地 先から同市 同大字同字 513番1地 先まで	旧	10.3～ 20.1	229.0
				新	12.6～ 20.4	229.0

**宮崎県告示第1003号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年12月12日から平成23年12月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
352	県道	野首麓 線	宮崎市大字 糸原字下向 2593番地先 から同市同 大字字前向 2573番1地 先まで	旧	7.3～ 7.5	319.3
				新	7.4～ 14.6	319.3

**宮崎県告示第1004号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年12月12日から平成23年12月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 19号	児湯郡西米 良村大字横 野字石櫃 1 49番1地先 から同郡同 村同大字字 内之畑 105 番4地先ま で	平成23年12月22日

**宮崎県告示第1005号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年12月12日から平成23年12月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
24	県道	高鍋高 岡線	児湯郡新富 町大字新田 字門田 172 99番2地先 から同郡同 町同大字字 中原 17190 番12地先ま で	平成23年12月12日

**宮崎県告示第1006号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年12月12日から平成23年12月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
339	県道	塩鶴木 崎線	宮崎市大字 鏡洲字星叶 523番1地 先から同市 同大字同字 513番1地 先まで	平成23年12月20日

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル小林店  
 小林市堤字西ノ原2906-1 外13筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田久男  
 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田久男  
 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

4 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成24年7月29日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 4,005㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

建物北側 (No.1)	86台
敷地外西側駐車場 (No.2)	167台
合計	253台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

建物北東側 (No.1)	20台
建物西側 (No.2)	30台
合計	50台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

建物東側	115㎡
------	------

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内東側	21.84㎡
-------	--------

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 24時間

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

建物北側駐車場	24時間
敷地外西側駐車場	午前6時～午後10時

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

敷地北側、西側及び東側	3箇所（出入口3箇所）
敷地外西側駐車場東側	2箇所（出入口2箇所）
合計	5箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 24時間

8 届出年月日  
 平成23年11月28日

9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所  
 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間  
 平成23年12月12日から平成24年4月12日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先  
 宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間

平成23年12月12日から平成24年4月12日まで

11 意見書の記載事項  
 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年12月12日  
 宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 （仮称）テックランド宮崎南店  
 宮崎市大字恒久字今井手 725番地 外12筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇  
 群馬県高崎市栄町1番1号

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇  
 群馬県高崎市栄町1番1号

4 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成24年7月31日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 2,647㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

建物敷地内	120台
-------	------

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

建物東側	28台
------	-----

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

建物西側	50㎡
------	-----

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内西側	24.79㎡
-------	--------

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前9時30分～午後10時

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

建物敷地北東側及び南東側	2箇所（出入口2箇所）
--------------	-------------

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前8時～午後10時

8 届出年月日  
 平成23年11月30日

9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所  
 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課

、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城  
県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務  
事務所総務商工センター

## (2) 期間

平成23年12月12日から平成24年4月12日まで

## 10 意見書の提出先及び期間

## (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

## (2) 期間

平成23年12月12日から平成24年4月12日まで

## 11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地  
域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見ととも  
に、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売  
店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規  
定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出  
書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活  
環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日  
から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年12月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス早水店

都城市早水町5-1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法  
人にとっては代表者の氏名

ダイレックス株式会社 代表取締役 大島秀昭

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及  
び住所並びに法人にとっては代表者の氏名

ダイレックス株式会社 代表取締役 大島秀昭

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

## 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成24年7月31日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,168㎡

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

店舗棟北側 38台

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

建物敷地北西側 12台

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

倉庫棟北側 40㎡

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

倉庫棟内北側 15.3㎡

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店  
時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後10時30分

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

建物敷地北側及び西側 3箇所（出入口3箇所）

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後10時

## 8 届出年月日

平成23年11月30日

## 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

## (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課  
、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城  
県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務  
事務所総務商工センター

## (2) 期間

平成23年12月12日から平成24年4月12日まで

## 10 意見書の提出先及び期間

## (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

## (2) 期間

平成23年12月12日から平成24年4月12日まで

## 11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地  
域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見ととも  
に、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売  
店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規  
定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書  
面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年12月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ宮崎南バイパス店

宮崎市源藤町東田 597番地

## 2 意見の概要

意見を有しない

## 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

## (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課  
、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城  
県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務  
事務所総務商工センター

## (2) 期間

平成23年12月12日から平成24年1月12日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規  
定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書  
面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年12月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ都北店

都城市都北町5980番地 外9筆

## 2 意見の概要

特になし

- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間  
平成23年12月12日から平成24年1月12日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年12月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フェニックスガーデンうきのじょう  
宮崎市柳丸町 150、151の一部、152の一部、163-1、163-2、165、166、167、168-1の一部
- 2 意見の概要  
意見を有しない
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間  
平成23年12月12日から平成24年1月12日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年12月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ宮崎駅東店  
宮崎市大和町9番2 外
- 2 意見の概要  
意見を有しない
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間  
平成23年12月12日から平成24年1月12日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年12月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フェスティバルマート学園木花台  
宮崎市学園木花台西一丁目3番1

- 2 意見の概要  
意見を有しない
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間  
平成23年12月12日から平成24年1月12日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年12月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ田野店  
宮崎市田野町西ノ原2956-3 外2筆
- 2 意見の概要  
意見を有しない
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間  
平成23年12月12日から平成24年1月12日まで

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する平成23年度の家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会（第2回）を次のとおり開催する。

平成23年12月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 開催期日  
平成24年2月15日（水曜日）から3月16日（金曜日）まで
- 2 開催場所  
西諸県郡高原町大字広原5066番地 宮崎県畜産試験場
- 3 家畜の種類  
牛
- 4 受講申込手続
- (1) 受講願書の受付期間  
平成24年1月4日（水曜日）から1月18日（水曜日）まで
- (2) 受講願書の提出先  
最寄りの家畜保健衛生所
- (3) 受講願書の提出  
所定の受講願書に最近3箇月以内撮影の写真（縦5センチメートル、横4センチメートル）2枚を添付して提出すること。
- 5 受講手数料  
35,000円（受講の際、宮崎県収入証紙により納付すること。）
- 6 その他

- (1) テキストは、社団法人日本家畜人工授精師協会 (〒 135-0041 東京都江東区冬木11番17号イシマビル17階 電話03-5621-2070 F A X 03-5621-2077) 発行の家畜人工授精講習会テキスト (家畜体内受精卵・家畜体外受精卵移植編) を使用するのであらかじめ準備すること。
- (2) この講習会に関する問合せは、最寄りの家畜保健衛生所又は宮崎県農政水産部畜産・口蹄疫復興対策局畜産課家畜防疫対策室 (電話0985-26-7139) にすること。

建設業法 (昭和24年法律第 100号) 第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成23年12月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-19)第2005号	(株)山田組	山田 英昭	宮崎県延岡市出北2-15-14	一般	左官工事業、鉄筋工事業、塗装工事業、建具工事業	平成23年10月28日付で廃業した旨の届	平成23年10月28日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第5377号	(有)本田硝子店	本田 照美	宮崎県宮崎市月見ヶ丘4-10-3	一般	ガラス工事業、建具工事業	平成23年10月7日 "	平成23年10月7日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第8273号	(有)江南建設	小八重 政見	宮崎県宮崎市大字恒久5069-イ	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成23年10月31日 "	平成23年10月31日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第12098号	(有)栄広建設	相良 広義	宮崎県西都市大字右松3180-1	一般	土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成23年10月14日 "	平成23年10月14日 (全廃業)

--	--